

公益財団法人 大阪府国際交流財団 (OFIX)

語学ボランティア登録制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府民をはじめ人々が自らの語学能力を活かし、ボランティア活動に参加することを通じて、国際理解と国際交流を進めることを目的として、公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）が設ける「OFIX 語学ボランティア登録制度」（以下「本制度」という）の運営に関し、必要な事項を定める。

(ボランティアの活動)

第2条 本制度における語学ボランティア(以下、「ボランティア」という。)は、財団の事業又は財団に依頼のあった大阪府内に所在する公的機関の行う事業等において、通訳、翻訳等を行う。

(ボランティア登録の要件)

第3条 ボランティアに登録できるのは、次に定める要件をすべて満たす個人とする。

- (1) 満18歳以上の者。
- (2) 国際交流・多文化共生活動に理解と熱意のある者
- (3) 大阪府内におけるボランティア活動に参加できる者
- (4) 日本語と外国語でのコミュニケーションが可能な者
- (5) メールで連絡がとれる者

(登録)

第4条 ボランティア登録を希望する者は、財団が指定する「OFIX ボランティア・外国人サポーター登録申込書（様式第1号）」に必要事項を記入し、財団に提出するものとする。

- 2 財団は、前項に規定する申込書を受理した時は、概ね一カ月以内に、その内容を審査し、登録の可否を決定して、その結果を当該申込者に通知するとともに、登録名簿に登録するものとする。
- 3 登録したボランティアは、登録後に登録申込書の記載事項に変更があった場合は速やかに財団に連絡するものとする。
- 4 第1項及び第2項の記載に関わらず、別に定める国際理解教育サポーターに登録した者は、別途意思表示があれば、ボランティアに登録できるものとする。

(登録期間)

第5条 ボランティアの登録期間は、登録した日から最初の3月31日までとする。

(登録の取消)

第6条 財団は登録したボランティアから登録抹消の申し出があったときは登録を抹消する。

2 登録したボランティアが次の各号に該当する場合は、ボランティア本人の希望に関らず、登録を抹消する。

- (1) 連絡が取れないなど、ボランティアが所在不明となったとき
- (2) 第3条に規定する登録要件を欠くこととなったとき
- (3) ボランティアとして、ふさわしくないと認められる事実が判明したとき

(個人情報の保護)

第7条 財団は、ボランティアの登録及びその活動を通じて入手した個人情報については適正に管理し、本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。

2 ボランティアは、活動により知り得た他人の個人情報については、守秘しなければならない。ボランティア登録を抹消した後も、同様とする。

(ボランティア活動の依頼対象)

第8条 本制度によるボランティアが活動する事業は、財団が直接実施する事業のほか、次の各号に定める団体が行う営利を目的としないものとする。

- (1) 国・地方公共団体とその関係機関
- (2) 国際交流・国際協力事業を行う公的機関
- (3) その他、財団が適当と認めた営利を目的としない団体

(活動の依頼)

第9条 ボランティア活動を依頼しようとする団体（以下、「依頼団体」という。）は、原則としてボランティアの活動を希望する日の一か月前までに、「OFIX ボランティア登録制度活動依頼書（様式第2号）」に必要事項を記入し、関係書類を添えて財団に提出するものとする。

2 財団は、前項の活動依頼を適当と認めたときは、ボランティア登録名簿から活動依頼の内容に適したボランティアを対象に募集し、応募者の中から選定するものとする。

3 財団は、前項によりボランティアを選定したときは、速やかにその結果を応募したボランティア及び依頼団体に通知するものとする。

4 財団は、第1項の活動依頼を不適当と認めたとき、及び第2項によりボランティアを募集したにも関わらず応募者がなかったときは、速やかにその旨を依頼団体に連絡するものとする。

5 依頼を受けたボランティアは、活動に従事する前までに、財団に誓約書（様式第2号一

4) を提出しなければならない。

(活動内容の事前説明等)

第 10 条 依頼団体は、活動に従事するボランティアの決定後、活動内容等の詳細について、必要に応じて研修を実施するなど、当該ボランティアに十分な事前説明を行うものとする。

2 依頼団体は、活動に従事するボランティアの決定後に、その活動内容等に変更が生じた場合は、速やかに当該ボランティア及び財団に連絡するものとする。

(活動報告等)

第 11 条 ボランティア活動終了後、ボランティアは、「OFIX ボランティア登録制度活動状況報告書(様式第 3 号)」を、ボランティア活動日より一か月以内に財団に提出するものとする。

2 ボランティア活動終了後、依頼団体は「OFIX ボランティア登録制度活動完了報告書(様式第 4 号)」を、ボランティア活動日より一か月以内に財団に提出するものとする。

(保険加入)

第 12 条 本制度によるボランティア活動中の万一の事故に備え、ボランティアを補償の対象とする保険に加入するものとし、財団又は依頼団体が手続きを行い、その費用を負担するものとする。

(報酬・経費の負担等)

第 13 条 本制度によるボランティア活動は、原則として無報酬とする。

2 ボランティア活動にかかる交通費等の活動実費は、原則として、依頼団体が負担するものとする。

3 依頼団体は、活動を行ったボランティアの求めがあれば、活動証明書を活動日より一か月以内に送付しなければならない。

(免責等)

第 14 条 ボランティア及び依頼団体は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 ボランティアが活動により被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、第 12 条の保険から支払われる金額を限度とする。

3 ボランティアの活動不履行により依頼団体が被った損害について、財団は賠償の責を負わない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 5 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。